

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制(特例提案事項)管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130010	廃棄物の定義への建設残土の追加	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものとされている。	C		土砂については、従来から一般に土地造成の材料として使用されている自然物であるため、廃棄物処理法の対象となる「廃棄物」には該当しないものとして取り扱ってきたところ。建設工事に伴い生ずる土砂については、中央環境審議会の意見具申(平成14年11月)「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」において、現在その約9割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まずその発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組等が必要であるとされており、こうした取組を進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実感的に確保していくことが適当であると考え、	提案趣旨は、大量の「建設残土」が不適正に投棄等され、周辺地域に環境保全上の支障が生じているという実情に対して、条例整備により対策を講じようとするものである。 「廃棄物の定義への建設残土の追加」が出来ないとしても、条例整備の可能性について回答された。 また、「建設残土」は、即「土砂」ではなく、汚泥、木くず、がれき類等その他の廃棄物も含まれる。これら建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について、どのように考えているか回答された。			D-1		土砂については、廃棄物処理法の対象となる「廃棄物」に該当しないものとして取り扱ってきた。環境省としては、廃棄物処理法が、土砂の規制に係る条例整備の妨げになるとは考えていない。また、土砂に汚泥、木くず、がれき類等の廃棄物が混入している場合には、当該汚泥、木くず、がれき類等は当然廃棄物処理法に従い適正に処理する必要がある。	1272	1272010	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「定義」へ建設副産物である「建設残土」の文言を追記すること。 これにより、悪質な投棄を行うものに対して、規制を強化する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「定義」へ建設副産物である「建設残土」の文言を追記すること。 これにより、悪質な投棄を行うものに対して、規制を強化する。	埼玉県八潮市	廃棄物の定義追加による建設残土の投棄防止構想	環境省	
130020	浄化槽法定検査(第7条)の免除	浄化槽法第7条	浄化槽法において、新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後六月を経過した日から二月間、浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている。	C		浄化槽法第7条に規定される設置後等の水質検査(7条検査)は、浄化槽の真の機能は実際に使用を開始した後でなければ確認できないことにかんがみ、その機能がおおむね発揮される時点において、浄化槽の設置状況及び管理状態についての外観検査、放流水等についての水質検査並びに浄化槽の保守点検の実施状況等についての書類検査を実施するものである。 竣工時に行う検査においては、浄化槽の使用が開始されず、放流水質や保守点検の実施状況などが実施できないため、7条検査の目的である所期の処理機能が発揮されているか否かの確認ができない。そのため、7条検査を免除することは適切でない。	提案主体の提案意図は、竣工時における検査と、7条検査の2つを短期間の間に行うことが負担になっていることによるものであるが、このことを踏まえ、竣工時検査の簡略化についても合わせて検討し、提案の意図を実現できないか再検討されたい。		補足資料有	C		1036	1036010	浄化槽市町村整備推進事業における浄化槽法定検査(第7条)の免除	市町村が浄化槽の設置主体となって実施する「浄化槽市町村整備推進事業」において設置された浄化槽に対して実施されている。新たに設置された浄化槽の設置工事や構造の適否、及び浄化槽の機能状況を確認することを目的とする。浄化槽法第7条に規定される法定検査の免除	山間部を多くかかえる香春町は下水道等の集合排水処理には適さず、個人設置の浄化槽整備のみを行ってきたため、生活排水処理施設の整備が遅れ、その早急な対策として全国で初めて平成16年度よりPF1手法を用いた浄化槽整備を導入した。 しかし、市町村設置型の浄化槽整備において、7条検査の受検は行政の行う竣工検査と重複する項目が多く、再度7条検査を受検することによる検査費用は不要な支出であると思われる。市町村設置型を導入した自治体における7条検査の免除により、無駄を省いた効率的な財政運営を実現し、早急な水環境保全と住民サービスへの還元を図りたい。	福岡県香春町・株式会社香春町浄化槽整備事業	効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区	環境省	
130030	浄化槽法定検査(第11条)の特例及び検査項目の簡素化(BOD検査のみ)	浄化槽法第11条	浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている。	C		浄化槽法第11条に規定される定期検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の所期の処理機能が確保されているか否かを確認するため、定期的・継続的に実施されるものである。 現状においても、11条検査において水質検査の項目へ生物化学的酸素要求量(BOD)を導入する場合には、BODが設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から他の検査項目の一部を軽減することも可能であるとしており、福岡県でも外観検査も含めて検査項目を軽減している。 しかし、保守点検及び清掃の実施状況等ではないBOD測定結果のみで把握することはできないため、書類検査による確認や、水質検査等による消毒等の確認等が必要である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		補足資料有	C、D-1		1036	1036020	浄化槽市町村整備推進事業における浄化槽法定検査(第11条)における抜き打ち検査方式の導入及び、検査項目の簡素化(BOD検査のみ)	ご指摘の通りBODが設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることから、現行においても、11条検査にBODを導入する場合にあっては、他の検査項目の一部を軽減することも可能であるとしている。しかし、消毒の実施状況等BODと関連性がない項目もあるため、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできず、公衆衛生上の問題が起きないよう、消毒の実施状況等について確認する必要がある。BODと比較的關係性の高い項目であっても、スポット検査であること等も考慮し、一定期間ごとに維持管理の状況等も含めチェックを行う必要がある。 また、11条検査は、浄化槽が適正な維持管理が行われているか否かを確認するものであるため、定期的・継続的に実施される必要があり、ご提案の検査方式のように、浄化槽の維持管理が適正に行われていない場合も何年間も検査がなされず放置される検査方式は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から適当でないと考え、 なお、現行の法制度においても、抜き打ち的に検査を行うことは可能である。福岡県における検査方式については、県から提案されたものであり、検査方式の変更については県と協議された。	浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかどうかを既設の浄化槽全てにおいて実施されるべき毎年1回の浄化槽法定検査(第11条)の抜き打ち式検査方式の導入とその検査項目から外観検査を除く(処理水のBOD検査のみ)とすること。	福岡県香春町・株式会社香春町浄化槽整備事業	効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区	環境省	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130040	食品リサイクル法第20条に規定する廃棄物処理法の特例措置の拡充	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」 食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	再生利用認定制度の対象とされていない。食品関連事業者に委託を受けた一般廃棄物の収集運搬事業者が、食品リサイクル法に基づく登録や認定を受けた事業場へ運搬する場合には、食運搬の荷下ろし部分に限って市町村の許可を不要とする。	C		再生利用認定制度は、廃棄物の再生利用行為を認定する制度であって、廃棄物の収集運搬時の取扱い方法のみに着目して判断するものではない。また、食品廃棄物は腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるが、ご提案内容からは、再生過程においてどのように生活環境保全上の支障の発生を防止するのかが不明である。このようなことから、ご提案内容について、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。 また、食品廃棄物は、上記のとおり生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるため、市町村や市町村の委託を受けた者以外の方によって処理される場合は、廃棄物処理法に基づく許可を受けた専門の業者によって適正に処理される必要がある。一方で、食品廃棄物のリサイクルを促進するためには、散在する食品関連事業者から少量ずつ発生する廃棄物を広域的に収集し低コストで効率的な処理を行うことが不可欠である。そのため、食品リサイクル法20条では、食品関連事業者に委託を受けた一般廃棄物の収集運搬事業者が、食品リサイクル法に基づく登録や認定を受けた事業場へ運搬する場合には、食品廃棄物の大部分は再生利用されることが確保であるとして、収集運搬の荷下ろし部分に限って市町村の許可を不要とする。廃棄物処理法の特例措置を設けているところである。 ご提案の内容は、業者が生活環境保全上支障を及ぼすことなく業務を的確に遂行する条件を備えているかどうかについて廃棄物処理法に基づく公の審査を全(経ることなく、食品廃棄物の運搬を可能にするもので、食品廃棄物の適正な処理を担保できないおそれがあり、不相当である。	提案主体は、事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、企業グループを挙げて食品循環資源の再生利用等の推進に主導的な役割を担うべく、食品廃棄物について適正な管理等を行うにつ、計画的に再生利用等に取り組む者であって、食品リサイクル法の目的にもかなうものであるといえる。 貴省の回答にもあるとおり、「食品廃棄物のリサイクルを促進するためには、散在する食品関連事業者から少量ずつ発生する廃棄物を広域的に収集し低コストで効率的な処理を行うことが不可欠である。」提案もこの趣旨から行われているもので、「公の審査を全(経ることなく、食品廃棄物の運搬を可能にする)ことを目指すものではない。 企業の分社化、連結グループ化等の傾向に鑑みても、現行規制がビジネス展開上の合理性を阻害しているとの指摘も踏まえ、リサイクルへの取り組みを支援できないか」という観点に立ち、例えば、食品リサイクル法に基づく登録や認定を受けた事業場へ運搬する場合には、廃棄物の大部分は再生利用されることが確保であるとして、荷卸先の一般廃棄物の収集運搬業の許可を条件として、荷積の収集運搬業の許可を不要とできないか検討し回答されたい。	食品廃棄物の荷積について、その一般廃棄物収集運搬業の許可を荷卸先の業許可を条件として不要とした場合、荷積地における公の審査を全(経ることなく)となり、適正な処分が担保されず、食品関連事業者が安心してリサイクルを委託できないことになる。 また、親会社が子会社の排出した廃棄物を収集運搬する場合、又は子会社が親会社の排出した廃棄物を収集運搬する場合、「事業者が自ら廃棄物を収集運搬するもの」として業の許可を不要とする、直ちに双方の事業者が廃棄物処理法上同一の者とみなすことはできず、また、事業者間の資本関係は多種多様であり、排出事業者の処理責任が曖昧となり、事業者が自ら排出した廃棄物の処理と称した不適正な処理が行われるおそれがあるため、業の許可を不要とすることはできない。	1228	1228010	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」 食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	一定の条件のもとで一般廃棄物の収集運搬及び積替施設の許可を不要とする。 (下記仕様書を収集運搬委託先に製造させて収集運搬及び積替の委託を行うケース)。 (条件の例示) ・食材運搬車に食品廃棄物専用の冷凍室を設置して食品廃棄物の飛散、流出、悪臭漏出を完全に防止する。 ・食品廃棄物専用の冷凍室を積替施設として使い、同上の機能をもつもの。	シタックスグループでは動脈産業(製品、サービス化)と静脈産業(廃棄物再利用)が一体になった形でリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰りに回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分するに任じられる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとなり結果として事業展開が進まない状況となっている。また食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。また積替施設の許可も必要。廃棄物処理法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、また、食品リサイクル法20条を緩和することによって当社だけでなく年間2万トン以上の食品廃棄物の回収、再利用が可能となり、また、回収に伴う化石燃料消費、CO2の排出が削減される。	日本コーヒーズ協議会連合会 シタックス株式会社	食品廃棄物の広域リサイクル事業	環境省				
130050	食品廃棄物の排出企業と処理企業による協同組合について廃棄物処理業の許可不要化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第6項	産業廃棄物の処理を業として行う者は、自ら処理を行う事業者・環境省令で定める者を除き、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)の許可を受けなければならない。	C		廃棄物処理法では、事業者は廃棄物の発生から最終処分が終了するまで一連の処理が行われるために必要な措置を講じなければならない。この責任範囲内で広く具体的な義務を負うという点において、厳格な排出事業者責任が定められている。音加入企業における事業活動から生じた産業廃棄物の排出事業者責任は、協同組合でなく各加入企業に発生するものであり、加入企業と別個の法人格である協同組合は排出事業者責任を負うものでない。したがって加入企業が排出した廃棄物をこれとは別個の法人格である協同組合が処理する場合は、排出事業者が自ら処理をしているとは認められず、当該協同組合は廃棄物処理業の許可を取得する必要がある。	提案の趣旨は、個々の企業では効率的にできない廃棄物のリサイクルを、排出企業やリサイクル商品のユーザーが協同組合を設立して、円滑に行いたいというものである。 提案の趣旨が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	中小企業等協同組合法第42条(商法等の準用)は、事業協同組合の理事、監事及び理事会について商法、民法等の規定を準用しているものであり、それを踏まえて特区申請を希望している。環境省の「厳格な排出事業者責任が定められている」という点においても企業と事業協同組合の責任は同等のものであると考えられる。よって、事業協同組合が組合員の排出物の自己処理を扱うことには法的根拠が成立する。	1235	1235010		排出企業やリサイクル商品のユーザーが協同組合を設立して個々の企業では効率的にできない廃棄物のリサイクルを行うということであれば、当該協同組合はまさに廃棄物の処理を業として行うものであるため、必要な業の許可を取得していただき、適切かつ効率的に実施していただきたい。また、廃棄物処理法においては、再生利用されることが確保であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところである。	食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において、食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品生産工場を建設することで、投資負担を低減し、量の確保により、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	全国食品リサイクル協同組合	食品廃棄物リサイクル特区	環境省				
130060	一般廃棄物(木質系廃棄物)収集・運搬業の許可不要化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第9条の8	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維がこれに該当する。ご提案の刈り草、木屑パレット、剪定枝などについては、通常再生利用されるということではできないため、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に準ずるものとして扱うことは適当でないと考えられる。 また、再生利用認定制度は、生活環境保全上支障がない、再生に伴い廃棄物をほとんど生じない、再生品の利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている廃棄物処理法の特例である。ご提案の刈り草、木屑パレット、剪定枝などについては、腐敗性を有すると考えられるため、悪臭等による生活環境保全上の問題が生ずることが懸念される上、そもそも「あいくる材」とは、多種多様なリサイクル資材の総称であり、個々の資材について具体的な性状が不明であること、再生に伴い廃棄物をどの程度生ずるのかが不明であること、及び現実的に必要がどの程度見込まれるのかが不明であることなど、再生方法及び利用方法について具体的な内容で不明な点が多く、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。 なお、一般廃棄物の収集運搬については、再生利用されることが確保であると市町村長が認めた一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものについては、業の許可が不要とされているところであり、地域的な再生利用の取組を行うためには、管下の自治体との調整を行い、このような既存の制度を活用すればご提案については実現可能であると考えられる。	C		専ら再生利用の目的となる一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維がこれに該当する。ご提案の刈り草、木屑パレット、剪定枝などについては、腐敗性を有すると考えられるため、悪臭等による生活環境保全上の問題が生ずることが懸念される上、そもそも「あいくる材」とは、多種多様なリサイクル資材の総称であり、個々の資材について具体的な性状が不明であること、再生に伴い廃棄物をどの程度生ずるのかが不明であること、及び現実的に必要がどの程度見込まれるのかが不明であることなど、再生方法及び利用方法について具体的な内容で不明な点が多く、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。 なお、一般廃棄物の収集運搬については、再生利用されることが確保であると市町村長が認めた一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものについては、業の許可が不要とされているところであり、地域的な再生利用の取組を行うためには、管下の自治体との調整を行い、このような既存の制度を活用すればご提案については実現可能であると考えられる。	都道府県知事が関係市町村長と調整し、再生利用されることが確保であると各市町村長が認めた一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者で各市町村長の指定を受けたものについては業の許可を不要とするなど、地域的な再生利用の取組を行うことは可能であると解してよいか、右の提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	なお書き以前のご指摘は、ごもっともであり、ご教示等、誠にありがとうございます。なお書き以降は、本提案事項を容認いただくことで、短期間に、県内すべての市町村(87)と県との間で共通認識を構築でき、更に調整しやすくなるため、市町村の条例や規則の改正が容易となるばかりでなく、地域のリサイクルに対する認識や関係業者の意欲などの向上に繋がるものと考えますが、いかがでしょうか。本提案事項が特区に馴染まないならば、なお書き以前にもあるように、定性的・定量的な資料を基に首長の指定を受け、例えば、県内の特定の地域における「地域再生計画」の支援措置の一つとして利用することも可能と考えますが、いかがでしょうか。	1031	1031010	循環型社会形成の推進のため、県内で排出された一般廃棄物(木質系廃棄物)の収集又は運搬の業の許可を不要とする。	愛知県では、地域の特性を踏まえ、効率的かつ先導的なリサイクル施設の計画的な設置を推進するとともに、循環型ビジネスの普及・振興を図ることを目的に、環境と調和したまちづくりを推進することを目的に、本年9月に「あいちエコタウンプラン」を策定し、大臣の承認を得たところである。このエコタウンプランでは、企業のゼロ・エミッション化のみならず、一般廃棄物(木質系廃棄物を含む)の削減に向けて、県民、行政など地域一体でゼロ・エミッションを推進する取組が謳われている。 また、この計画とは別に、循環型社会の形成を促進するためのリサイクル資材について、平成14年度に「愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる材)」を発定させ、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県などの公共事業で率先利用しようとする取組もなされている。 この「あいくる材」となる材料は、廃棄物の清掃及び処理に関する法律(以下、「法」という。)でいう廃棄物に該当するため、収集、運搬を業として行う場合には都道府県知事又は市町村長の許可が必要となるが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)のみの収集又は運搬を業として行う者等については市町村長の許可が不要となっている。 そこで、リサイクル資材が「あいくる材」として愛知県の認定を受けた場合は、「あいくる材」の材料となる一般廃棄物(木質系廃棄物)を「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に準ずるもの」として、その収集又は運搬を業として行う者等の許可が不要となる取り扱いをすることにより、「あいちエコタウンプラン」の推進及び循環型社会の形成を促進することができる。加えて、カーボンニュートラルな資源であるバイオマス(木質系廃棄物を含む)を活用することにより、限られた資源を有効活用するとともに、循環型社会の形成を	リサイクル資材が「あいくる材」として愛知県の認定を受けた場合は、「あいくる材」の材料となる一般廃棄物(木質系廃棄物)を「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に準ずるもの」として、その収集又は運搬を業として行う者等の許可が不要となる取り扱いをすることにより、「あいちエコタウンプラン」の推進及び循環型社会の形成を促進することにより、限られた資源を有効活用するとともに、循環型社会の形成を	愛知県政策研究センターグループ	めざせ！未利用バイオマスリサイクルー環境先進県から循環先進県へー	環境省				
130070	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(海苔網)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の1の2の2 平成9年厚生省告示第259号「環境大臣が定める産業廃棄物」	再生利用認定制度の対象とされていない。	C		廃棄物の処理について業の許可を必要としている趣旨は、廃棄物の処理過程で当該廃棄物が飛散・流出し、又は処理に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれがあるため、都道府県等の審査を経た業者のみが実施することとし、かつ業者を日常的な監視の下に置くことが必要とされていることによる。よって、産業廃棄物にあたる海苔網の処理を委託する場合には、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。なお、再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことと、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限っては、都道府県知事による日常的な監視は必要ないとして大臣の認定により処理業の許可を不要とする制度である。本件事業においていかなる施設を用いていかなる方法により再生するかその詳細が不明であり、再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等により、再生品の利用が見込まれること等の要件に該当するとは認められないことから、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	海苔養殖に使用する海苔養殖用網は、単年度で使用済み網として産廃化するのではなく複数年使用される。つまり、毎年4月から6月に全ての海苔網が浜に上げられ、海苔養殖業者の手によって100%の海苔網が処理され利用可能な状態に再生される。その後、分別しては、許可を有する海苔の胞子の種付け作業が行われ再利用され、約20%の処理済み産廃網が処分されている。弊会では海苔網業者から提供を受けようとする産廃網は処理済み産廃網であり、廃棄物の処理過程で当該廃棄物が飛散・流出し、又は処理に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれはない。本年度、愛知県一色中学2年生総合学習の協力を得て、約2400枚(約4t)の産廃網を一色町海苔養殖組合(衣崎漁協)から回収作業(買い上げた)を行ったが、全ての網は処理された再利用可能な状態のものであった。	ご提案の内容については、必要な業の許可を取得していただければ実施可能なものと認められるが、廃棄物処理法については、再生利用されることが確保であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところであり、特区によるまでもなく都道府県知事の判断により実施できるものである。なお、偽装有価ではなく有用物として有償売却されるものについては、廃棄物処理法の規制は及ばない。	1067	1067010	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(海苔網)	利用しなくなった廃棄物海苔網について、再生利用認定制度の品目に追加することにより、当該廃棄物海苔網の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。	特定非営利活動法人 0563.net NPO (50080) ・エコ・コミュニティー研究会 (50110)	エコ・コミュニティー特区(現海と山を海苔網で繋ぐ環境リサイクル特区)	環境省				

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130080	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(溶融処理に伴う飛灰)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2 ・平成9年厚生省告示第259号「環境大臣が定める産業廃棄物」	再生利用認定制度の対象とされていない。	C		構造改革特区第5次提案において、本件検討要請に対し、飛灰の処理方法について許可の特例を認めるに足る安全性が確保されているとは認められず、再生品についても広範なユーザーが見込まれ、かつ再生品の規格があるなど確実に再生利用が行われるとは認められないことから、現段階において再生利用認定制度の趣旨に即した内容であると判断することは困難であること。貴県の「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」においては、県外産業廃棄物を搬入する場合に知事に協議する規制や環境保全協力金制度があるものと承知しており、こうした規制を維持しながら他方では廃棄物処理法の許可取得に係る規制緩和を求めるといふ点について、県内の関係部局間での調整を十分にお図りいただくことが必要ではないかと考えることから、措置が困難であると回答したところ。第5次提案以降、現段階においては依然として上記の2点の問題点が見受けられるため、溶融処理に伴い発生した飛灰を再生利用認定制度の対象とすることは、困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、対応できない場合、特例を認めるに足る安全性とはどの程度のものなのか、再生品についての広範なユーザーの見込とはどの程度のものなのか、再生品の規格とは具体的にどのようなものを想定しているのか、そして、を説明するには、どのようなデータが必要であるか等対象とするために必要な条件を具体的に明らかにしつつ回答されたい。	飛灰の処理方法についての安全性について 溶融飛灰は、大手非鉄製錬企業(A社)の亜鉛・鉛製錬所において脱塩工程で溶解・洗浄・脱水し、塩分を除去するとともに、洗浄に使用した水は、十分な排水処理を行った後に放流されるが、これらの工程は、鉛を含む特別管理産業廃棄物の中間処理業の許可を有する非鉄製錬所内で行われるものであり、これまで安全に処理を行ってきた実績を考慮すれば、重金属を含む粗酸化亜鉛、銅・鉄を含むメタル、溶融固化物(スラグ)の3種類のリサイクル製品となるが、これらの工程は、平成14年12月に経済産業省及び環境省の承認を受けた「あおりエコタウンプラント」で構築されたシステムと同様のものであり、これまで安全に処理を行ってきた実績を考慮すれば重金属を扱うことに対する安全性は十分に保証されている。(今回、再生利用認定制度を受けたい範囲は、B社における溶融飛灰の脱塩処理品をリサイクルする工程である。) 確実に再生利用が行われる見通しについて B社は、主要製品である非鉄金属スラグについて、年間140万トン全量を販売している実績がある。また、今後、溶融飛灰の脱塩処理品をリサイクルすることによって生じる約2万2千トンのスラグについては、「都市ゴミ溶融スラグ」相当以上の品質を確保する技術的な見通しを得ているが、「都市ゴミ溶融スラグ」の規格については、メーカー		C(一部-1)		ご提案の要望については、そもそも青森県内の一事業所のみで施設を設置(又は変更)して行う事業を対象としており、今後も当該事業の全国的な波及は見込んでいないと伺っている。ご要望のうち、業の許可については、廃棄物処理法において、再生利用されることが確定であると都道府県知事が認めた産業廃棄物について、都道府県知事の指定により不要とする制度も設けられているところであり、特区によるまでもなく都道府県知事の判断により実施できるものである。また、再検討要請においてお尋ねのあった具体的な条件については、一般的なものは廃棄物処理法施行規則「マニュアル(再生利用認定制度申請の手引き)」において明らかにしているところであるが、必要なデータ等その個別の詳細は、再生利用認定の対象とすることが妥当と見込まれる処理について、個別の事例に基づき明らかにしているところである。	1198	1198020	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(溶融処理に伴う飛灰)	溶融処理により廃棄物処理を行った場合に発生する飛灰について、再生利用認定制度の品目に追加することにより、当該飛灰の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。	「9.構想(プロジェクト)の提案内容」に記載した個別事業のうち、参照	青森県	環境・エネルギー産業創造特区構想	環境省
130090	産業廃棄物(動植物性残さ)の海洋投棄の容認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号及び同5号。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第3条。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第10条第1項及び第2項第4号	1.海域における船舶からの廃棄物の、原則排出禁止。 2.廃掃法施行令に定める一定の品目等の適用除外。 3.海洋投入処分可能品目の一つに、「環境省令で定める基準に適合する動植物性残さ」を指定。 4.ただし、3.の条件に合致する場合でも、埋立処分を支援なく行える場合は海洋投入処分を回避。	C		1.「油分を含む産廃に係る判定基準省令」は、政府の認識する科学的知見に基づき、生活環境及び海洋環境保全の観点から適正と考えられる基準値を定めたものである。 2.また、廃棄物の海洋投棄を可能な限り控えるべきとするのは、国際的な合意事項であり、1996年には、廃棄物の海洋投棄の原則禁止を内容とする1992年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」が採択されたこと、同議定書は未発効であるが、近年中に発効する見込みであり、我が国においても、同議定書締結のための海防法改正法を本年の通常国会において成立させたところである(平成16年5月19日公布、公布後3年以内に施行。) 3.以上により、本要望を認めることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		E		海洋汚染防止法第10条は、海域における船舶からの廃棄物の排出を禁止するものである。したがって、検討の対象となっている行為が「廃棄物の排出」ではなく、専ら漁業生産のための行為なのであれば、海洋汚染防止法上の規制は適用されない。しかしながら、漁業生産のための行為であっても、海洋環境に与える影響については、十分な配慮が行われることから、関係部局と十分な調整を行うこと、適正な方法を検討されたい。	1093	1093010	動植物性残さの再資源化リサイクル	海洋に動植物性残さを投入することが海面に油膜が生じると言うことで現在、禁止されているがこの部分を緩和し、海洋に投入することを認めて頂きたい。	動植物性残さを海洋投入することにより、経路も含めて、海中にプランクトンが発生しやくなり、「磯焼け現象」が解消され、魚類の増殖に繋がる。	上/国町・江差町・乙部町・熊石町・大成町・奥尻町・北檜山町・瀬棚町	海洋由来有機物による再資源化プロジェクト	環境省 国土交通省	
130100	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	・浄化槽法第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		〔、〕については、国土交通省より回答 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した産業廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度施設で提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。			C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であっても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。	1237	1237010	スリム下水道事業	国土交通省の補助事業は、下水道法によって接続を義務付けられるというメリットはあるものの、都市型の下水道事業となるために5万人以下の地方自治体には、過大計画となる場合が多い。 現在では、農林水産省が集落排水事業として、下水道事業を実施しているため、その法的運用を組み合わせると財政負担を軽減する下水道事業を具体化する。 具体的要望内容 国土交通省の補助事業として下水道法で実施する。 処理水質はBOD20mg/lとする。 汚泥は一般廃棄物として取扱う。 水質分析の項目や頻度は、浄化槽と同様とする。	国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。 処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用することとし、肥料として活用する。 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水	土壌浄化法事業推進連合会	スリム下水道事業	農林水産省 国土交通省 環境省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130110	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条 ・浄化槽法第3条	ふん尿は、肥料として利用する場合、廃棄物処理法施行規則第13条に従わなければならない。建築基準法施行令第32条第2項において、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めれば、同項に定める汚物処理性能を有する地下浸透方式の浄化槽を設置し、その処理水を放流することが可能であり、制度上の特例措置は必要ない。なお、浄化槽の保守点検及び清掃等にあたっては、浄化槽法に定める技術上の基準等に従うことが必要である。 また、事業については、ご提案に係る汚泥が浄化槽に係る汚泥に該当する場合には、一般廃棄物として廃棄物処理法施行令第3条に従って処理される必要があり、肥料として散布する場合には、「し尿処理施設に係る汚泥の再生方法」(平成4年厚告第193号)に従い、十分な脱水等の処理を行った上で、発酵処理し、化学処理し又は乾燥処理することにより可能となる。 なお、人糞の散布にあたっては公衆衛生上の配置が必要不可欠であるため、肥料として利用する場合は、廃棄物処理法第17条及び同施行規則第13条に従い、市街の形態をなしている区域内においては、発酵等の処理をして、その他の区域内においては、生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法により使用する必要がある。	D-1	C		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 人糞について、脱水後天日により乾燥させる等経済的負担の少ない方法によって処理したうえで利用することは可能であると考えて良いか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、市街地を対象に制定されているもので昭和村のように面積209.34km <sup>2</sup> 、行政人口わずかに1,850人という山間の村ではその他の区域にあたるものと考えます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第13条では、「ふん尿の使用法として」その他の区域にあつては生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法により使用するときとする。」と記載されているように、それに配慮し人糞をからむし栽培の有効な資源として取り扱いたいと考えています。そのように進めてよろしいですか？		D-1		ご提案の地域が建築基準法施行令第32条第2項に規定される「特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めれば規則で指定する区域」に該当し(該当するか否かについては特定行政庁に確認されたい)、同項に定める汚物処理性能を有する地下浸透方式の浄化槽が設置された場合、そこから発生する汚泥は、浄化槽汚泥であり、人糞ではないため、廃棄物処理法上の「ふん尿」には該当しない(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第13条の適用は受けない。)	1238	1238010	ソイルエネルギーからむし特区	人糞は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「肥料取締法」などにより、昔のように栽培区域に散布できないような指導が行なわれている。 しかし、人糞を有効な資源としてとらえたところや、し尿処理場の整備が進んでいない山間地では、昔ながらに下肥を肥料として利用しているところもある。また、土壌の持つ自然の力を評価することあわせて、昭和村では、からむしという植物を生育させるためには、人糞の施肥が不可欠で、古来からの伝統産業を高品質に維持するためには、人糞を有効な資源とみなすことが必要で、規制について特例として除外してほしい。 (法の運用) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・肥料取締法 ・建築基準法 ・浄化槽法	小野川地区200人を対象に二つの地区に分ける。 それぞれの地区の水洗トイレ原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域まで収集する。 からむし栽培区域に一次処理装置として沈殿分離槽を設置する。 1地区の汚水量27m <sup>3</sup> /日について540mのトンチが必要でトンチをからむし栽培区域に設置する。 トンチとトンチのうね間にからむしを植栽する。 沈殿分離槽に堆積した汚泥は、1年間に1回春焼畑された後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。	福島県昭和村	ソイルエネルギーからむし特区	農林水産省 国土交通省 環境省
130120	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	・浄化槽法第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		(1.3.については、国土交通省より回答) 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。	土壌浄化法は国土交通省でも農林水産省でも補助事業として選択される汚水処理技術となっています。今回の環境省の回答によれば「浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して、提案内容に沿った制度となっており……」とあるように、これら設置する終末処理場に関しては、農林水産省の事業を選択することにより目的を達成することができます。 現在、多くの処理区域は特定事業所の排水の混入がないために、浄化槽と同様な汚水の性状となっており、従って、このような場合、補助事業として国土交通省を選択しても、土壌浄化法の処理場から排出される汚泥を一般廃棄物として取り扱いたいと考えて、事業主体の市町村に提案したいと思っていますが、そのように進めてよろしいでしょうか。		C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であつても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。	1239	1239010	トクトク下水道事業	国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあつたものとして適用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。 処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用	国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する機会が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあつたものとして適用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。 処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用	土壌浄化法事業推進委員会	トクトク下水道事業	国土交通省 環境省
130120	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	・浄化槽法第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		(1.3.については、国土交通省より回答) 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。	(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であつても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。		C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であつても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。	1240	1240010	トクトク下水道事業園部特区	園部町の西本梅処理区と西部処理区は国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。規制改革についての提案は、西本梅浄化センターと西部浄化センターの二つの下水道処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。 1. 処理水質はBOD20mg/lとする。 2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う 3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする	園部町の西本梅処理区と西部処理区は国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。規制改革についての提案は、西本梅浄化センターと西部浄化センターの二つの下水道処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。 1. 処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれているため、それに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。	京都府園部町	トクトク下水道事業園部特区	国土交通省 環境省
130120	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	・浄化槽法第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		(1.3.については、国土交通省より回答) 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。	・環境省の回答によれば、「浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており……」とあるように、これら設置する終末処理場に関しては、農林水産省の事業を選択することにより、目的を達成することが出来ます。 占冠村の二つの処理場は国土交通省の補助事業として建設し、供用開始されていますが、当初農林水産省の補助事業として検討していた区域でもあり、特定事業所の排水の混入がないために浄化槽と同様な汚泥の性状となっています。従って占冠村では、二つの処理場から排出される汚泥を一般廃棄物として取り扱いたいと考えていますが、このように進めてよろしいでしょうか？		C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であつても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。	1241	1241010	トクトク下水道事業占冠特区	占冠村は広大な土壌空間を有した行政人口の少ない村で、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。規制改革についての提案は、占冠中央浄化センターとマム浄化センターの二つの下水道処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。 1. 処理水質はBOD20mg/lとする。 2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う 3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする	占冠村は広大な土壌空間を有した行政人口の少ない村で、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する機会が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあつたものとして適用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれているため、それに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。 処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用 水質分析の項目や頻度は重金属の	北海道占冠村	トクトク下水道事業占冠特区	国土交通省 環境省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130130	湖沼水質保全に関する権限の移譲		水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法では、構想(プロジェクト)の提案内容を規制するものはない	E	-	水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法では、構想(プロジェクト)の提案内容を規制するものはない。		管理コード1300130にて文書により水上農業に対する規制が無く、6.6の流入河川河口に水上農業用植物搭載筏を設置するが、同一モデルは境川河口に既に3年前から5基が大過な(実証実験進行中であり、泳げる露ヶ浦実現し循環型社会の水質系循環経路確立のツール開発の当NPOを支援育成してください。		-	-		1158	1158010	湖の水質管理権を国から流域の首長(会)に全面移管する	国は治水と利水に専念し水質管理は地元住民の代表が実施する	04年8月3日の総務省政策評価を真摯に受け止めれば現行の国による水質管理体制の全面転換は住民中心に実施すべきです。	NPO露ヶ浦浄化連	泳げる露ヶ浦実現目的の水質管理と循環型社会システム構築	環境省 国土交通省
130140	自然公園における行為規制の緩和	不明	自然公園法に基づく行為規制が行われている	-	-	特区提案として、具体的な規制の内容が示された段階で、回答することとした。				-	-		1158	1158030	富栄養化湖沼における当該栄養塩類回収目的の水生植物の水上農業の自然公園法適用除外	富栄養化湖沼の栄養塩類回収目的の水生植物を目的達成まで当該湖沼に設置できる特例	平成9年度-11年度の民産官学による水質浄化実験のデータを分析した結果ケナフ筏1000haで露ヶ浦に流入する栄養塩は回収可能と判明。其の収穫物を原料にした大規模キノコ栽培やそれを原料に用いる健康薬味酒などの製造販売などの地産産業を創出する。	NPO露ヶ浦浄化連	泳げる露ヶ浦実現目的の水質管理と循環型社会システム構築	環境省
130150	国定公園内における建築物建設許可基準の緩和(公園事業道路等からの距離)	自然公園法施行規則第11条第4項第9号、第6項	国定公園の特別地域における建築物の設置に関する許可基準は、自然公園法施行規則第11条第6項に規定されており、建築物の新築及び増築にあたっては、建築物の水平投影外周線を公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離さなくてはならない。また、建築物の改築(既存の規模を超えないもの)については、既存の後退距離を確保すればよい。	C, E	-	国定公園の特別地域における既存建築物の増築等(既存の建築物の改築、既存の建築物の建て替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築)については、後退距離に関する規定は適用されないと解してよい。また、既存建築物の増築についての貴省の回答では、「これを緩和する特例を設けると国定公園の優れた風致景観を維持できなくなるため、認められない。」とあるが、単純に路肩からの距離が20m以下であることをもって風致景観への影響があると判断されるのが明らかでない。なぜそのような考えのかを示しつつ、国定公園について、都道府県知事が許可に際してよべき基準をより柔軟なものにできないか検討されたい。			C, D-1, E	-	自然公園法施行規則第11条第4項及び第6項で準用する第2項ただし書きに規定される「既存建築物の改築等」については、後退距離に関する規定は適用されないと解して構わない。「既存建築物の増築」については、同条第2項で準用する第2項ただし書きを適用できないことから、建物の高さの上乗せ(容積率の上乗せ)はできない。後退距離については、建築物を道路から物理的に遠ざけることにより、道路と建築物の間の樹木の保存や沿道からの見通しの確保等が図られ、最も公園利用者の目に触れる沿道景観の維持を目的として設けている規定である。建築物を設けようとする場所ごとに建築物を設けることによる風致景観上の支障の程度が異なることは当然だが、後退距離の規定は、風致景観の維持を図るために必要最低限の範囲で、公園を指定している国として全国一律に定めているものであり、県知事がそれぞれ独自に定めることができるようになった場合、最低限維持されている国定公園の風致景観の維持が困難となり、指定目的を果たせなくなることから、適当ではない。なお、自然公園法施行規則第11条第32項に基づき、自然的、社会経済的条件から判断して、同条各項の基準の全部又は一部を適用することが適当でないとして、国定公園にあっては都道府県知事が認め、地域を指定し当該区域内の許可基準について特例を定めることができる。	1164	1164010	国定公園の特別地域内における建築物建設許可基準の緩和(公園事業道路等からの距離要件)	地形的に新たに公園事業道路を整備するだけの平地がなく、公園の利用以外にも重要な用途を持つ主要道路を公園事業道路として指定せざるをえない地域において、自然公園法施行規則第11条第6項に該当する建築物の新築、改築若しくは増築を行う場合は、第2、3種特別区域内に限り、建築物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から離れなければならない距離基準(20メートル)を5メートルとする特例を設ける。	当村が運営している「越前水仙の里公園」に隣接している民間事業者が経営する既存の施設(レストラン、売店、旅館)の増築を促進し、観光客収容力を強化することにより、国定公園内の自然と越前に、越前すいせん等の特産物を融合させたグリーンツーリズムの舞台となる「越前水仙の里」構想の推進を図る。「越前水仙の里」構想の推進により観光ソフトと客収容力不足を解消し、通過型から滞在型観光への脱却および観光消費額の増加等の効果による地域活性化を目指す。	福井県越前村	越前水仙の里活性化構想	環境省	
130160	国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和	自然公園法第13条第3項	国定公園の特別地域における各種行為の許可基準は自然公園法施行規則第11条第22項に規定されており、ゴルフ場の造成を目的とした土地の形状変更は、許可されない。	C	-	国定公園の特別地域における工作物の設置等の行為について、許可基準を知事が定められるようにとの提案であるが、以下の理由から特区としては対応できない。国定公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定するとともに、特別地域にかかる許可基準(自然公園法施行規則第11条)を設けており、当該基準は、国定公園の風致景観を維持するために必要な最小限の事項を全国一律に定めたものである。よって、この基準を都道府県知事が独自に定めることができるとする特例を設けることは、国定公園の優れた風致景観を維持できなくなるおそれがあるため、適当ではない。	提案の趣旨を踏まえ、再度回答された。			C	-	国定公園の特別地域における工作物の設置等の行為について、許可基準を知事が定められるようにとの提案であるが、以下の理由から特区としては対応できない。国定公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定し、特別保護地区及び海中公園地区については、工作物の新設増築、木竹の伐採、土地の形状変更など各種の行為が規制されている。また、これらの行為に関して、風致景観を維持する観点から、国立・国定公園に共通の許可基準(自然公園法施行規則第11条)を設けている。特に、新たなゴルフ場の造成のための土地の形状変更については、大規模な土地の改変を伴い、国立・国定公園特別地域内の優れた自然の風致景観に著しい支障を及ぼすことが明らかであるため、これを許可しないこととされている。また、当該基準は、国定公園の風致景観を維持するために必要最低限の事項について、公園を指定している国として全国一律に定めたものであり、当該基準について都道府県知事がそれぞれ独自に定めることができるようになった場合、最低限維持されている国定公園の風致景観の維持が困難となり、指定目的を果たせなくなることから、適当ではない。	1172	1172010	国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和	国定公園の特別地域内における工作物の設置等行為に対する許可について、特区の趣旨を活かし、地方の責任において地域の実情に応じた、柔軟かつ迅速な対応が可能となるよう自然公園法17条第3項の適用を除外し、特区において許可基準を知事が定めることができる特例措置を要するものです。	自然公園法第17条第3項において規定されている、しては成らない行為の範囲においても、地域の地形の特殊性や実情、経済波及効果等を勘案して、都道府県知事が特に認められたものについては、行えることを可能にすることとしてほしい。	長崎県対馬市	「国定公園開発特区」プロジェクト	環境省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130170	有害鳥獣対策としての犬の放し飼いの容認	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)第5の1	鳥獣の捕獲等を行う場合は、狩猟者登録を受けるか事前に捕獲許可を受けるとされている。 また、「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する措置はない。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」は、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	E	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	提案主体の要望する「野生鳥獣を追い払うための訓練を受けた犬の放し飼いが可能であると解してよいか、	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。		E	動物の愛護及び管理に関する法律上、もっぱら野生鳥獣を追い払うために飼養保管されている犬の放し飼いは、可能である。同法には、犬が放し飼いの状態において人に害を与えるようなことが起こった場合に、その動物の所有者又は占有者を罰する等の措置を適用する規定はない。 また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律においては、提案のように、野生鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、犬の放し飼いで飼養される犬については、その目的の達成のため、放し飼いの状態でご教授いただきたい。	動物の愛護及び管理に関する法律上、もっぱら野生鳥獣を追い払うために飼養保管されている犬の放し飼いは、可能である。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。なお、本回答は、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を十分に受けた犬の放し飼いを前提に行っているものであり、鳥獣の捕獲及び殺傷等の予期せぬ事故が発生しないよう、十分な防止対策を講じる必要がある。	1086	1086010	有害鳥獣対策としての犬の放し飼いを容認	野生鳥獣から被害を受けている地域において、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を受け、当該市町村の認定を受けた犬については、一定期間において放し飼いができるように、野生鳥獣が人に近づかないよう放し飼いができるように基準を緩和する。	熊や猿などの野生鳥獣が人里に出没し、住民や農作物への被害が増えてきている。一方、山間集落では高齢化が進み、地域住民による追い払いもままならない状況にあり、行政を中心に一定の駆除や予防策も講じられているが、人的にも経済的にも限界がある。ついては、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を受け、当該市町村の認定を受けた犬については、一定期間において放し飼いができるように、野生鳥獣が人に近づかないよう放し飼いができるように基準を緩和する。 なお、実施に当たっては、地域住民や来訪者への十分な周知を行うとともに、一見して当該犬を識別できるように犬用ゼッケンの着用等の措置を講じておくこととする。 この構想(プロジェクト)を実施することにより、野生鳥獣が人里に近づかないよう安全確保と野生鳥獣の保護を目指している。	長野県木曾町村会	「クマやサルを成敗するぞ!」忠犬特区	環境省
130180	野外でのクマ対策犬の放し飼いの容認	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)第5の1	鳥獣の捕獲等を行う場合は、狩猟者登録を受けるか事前に捕獲許可を受けるとされている。 また、「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する措置はない。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」は、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	E	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定が、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	提案主体の要望する「野外でのクマ対策犬の放し飼いが可能であると解してよいか、		E	動物の愛護及び管理に関する法律上、もっぱら野生鳥獣を追い払うために飼養保管されている犬の放し飼いは、可能である。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。なお、本回答は、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を十分に受けた犬の放し飼いを前提に行っているものであり、鳥獣の捕獲及び殺傷等の予期せぬ事故が発生しないよう、十分な防止対策を講じる必要がある。	動物の愛護及び管理に関する法律上、もっぱら野生鳥獣を追い払うために飼養保管されている犬の放し飼いは、可能である。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。なお、本回答は、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を十分に受けた犬の放し飼いを前提に行っているものであり、鳥獣の捕獲及び殺傷等の予期せぬ事故が発生しないよう、十分な防止対策を講じる必要がある。	1101	1101040	野外でのクマ対策犬の放し飼いの容認	特区内に限定して、場所や状況に応じてクマ対策犬(資料4、5)を放し飼える体制を希望する。現行の関連法上で、飼い主の適正な管理のもと、場所、状況に応じて野外で放し飼いができるように規制を緩和する必要がある。	現在、ビックオではクマ対策犬を育成中(資料6)である。もちろん基本的なしつけは十分に行っている。来年度からはそれらの犬を使用して、クマの探索、追い払い、おしつけ放しなどに積極的に使用する予定である。	特定非営利活動法人ビックオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区	環境省	
130190	有害鳥獣捕獲隊編成の自由化	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針	有害鳥獣捕獲の適正化、迅速化を図る観点から、鳥獣による被害が激甚な地域については、あらかじめ捕獲隊を編成することとしているが、法律上の義務ではなく、任意で、必要に応じて地域の実情に応じて編成することとなっている。	D-1	捕獲隊の編成は法律上の義務ではなく、必要に応じて任意に編成され、捕獲隊の役割や要件等は地域の実情に応じて定められていることから、担当する各自治体と調整を図って頂きたい。	捕獲隊の編成は法律上の義務ではなく、必要に応じて任意に編成され、捕獲隊の役割や要件等は地域の実情に応じて定められていることから、担当する各自治体と調整を図って頂きたい。	提案主体の要望する「クマ対策に限定された捕獲隊が可能であると解してよいか、		D-1	クマ対策に限定された捕獲隊の編成に対し、法律上の制限はないことから、担当する自治体と調整を図っていただきたい。	クマ対策に限定された捕獲隊の編成に対し、法律上の制限はないことから、担当する自治体と調整を図っていただきたい。	クマ対策に限定された捕獲隊の編成に対し、法律上の制限はないことから、担当する自治体と調整を図っていただきたい。	1101	1101010	威嚇弾(ゴム弾、花火弾)の発射	特区内に限定して、クマ対策専属スタッフによるクマ対策のみで、威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、実弾(バックアップ用)の使用が認められ、緊急時にいつでも銃砲を所持し、現場で即、威嚇弾による効果的な対応ができる体制が希望する。そのためにビックオのクマ対策専属スタッフを入れた「クマ対策に限定された捕獲隊」を組織することを当該町(軽井沢町)に助言していただきたい。	「ゴム弾」、「花火弾」は、アメリカで当初、人の暴動鎮圧用として使われていたが、1980年代中頃からは同国内のクマ対策にも広く用いられるようになった。日本のクマ対策では、1990年中頃からは北海道の一部の地域で実用化されている(資料16)。これらは、クマを学習放銃する際、クマが出没している現場などで追い払う際など、クマに対して痛みや音による脅しにより「人間」や「場所」の怖さを教え込むことができる。それにより、人家周辺でのクマ出没や被害の減少、同時に住民や国立公園利用者の安全の確保につながる。	特定非営利活動法人ビックオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区	環境省
130200	ペイント弾を発射する炭酸ガス銃の夜間使用の容認	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条 同法第38条	鳥獣の捕獲等を行う場合は、狩猟者登録を受けるか事前に捕獲許可を受けるとされているが、法律上の義務ではなく、任意で、必要に応じて地域の実情に応じて編成することとなっている。	E	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。	提案主体の要望する「ペイント弾を夜間使用する場合、炭酸ガス銃の夜間使用が可能であると解してよいか、		E	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律においては、提案のように、野生鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、犬の放し飼いで飼養される犬については、その目的の達成のため、放し飼いの状態でご教授いただきたい。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律においては、提案のように、野生鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、犬の放し飼いで飼養される犬については、その目的の達成のため、放し飼いの状態でご教授いただきたい。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律においては、提案のように、野生鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、犬の放し飼いで飼養される犬については、その目的の達成のため、放し飼いの状態でご教授いただきたい。	1101	1101020	炭酸ガス銃によるペイント弾の発射	特区内に限定して、ビックオのクマ対策専属スタッフがペイント弾を夜間使用する場合、専用の炭酸ガス銃を使用する場合は、銃刀法上の使用を認めていただきたい。そのためには、銃刀法上の銃砲の所持と運用に關する規制の緩和が必要である。炭酸ガス銃によるペイント弾は、クマに対して強い刺激を与えるものでもなく、射程距離も限られているので、火薬を伴う他の銃砲利用とは状況が大きく異なる。また、万が一、人物や人に命中しても致命的ではなく、清掃などの弁償により解決できる。もちろん発射前に矢先の確認は十分に行う。	現在、国内での「ペイント弾」は、スポーツ、防犯用として利用されている。ペイント弾を使用する場合、専用の炭酸ガス銃を使用する場合は、銃刀法上の使用を認めていただきたい。そのためには、銃刀法上の銃砲の所持と運用に關する規制の緩和が必要である。炭酸ガス銃によるペイント弾は、クマに対して強い刺激を与えるものでもなく、射程距離も限られているので、火薬を伴う他の銃砲利用とは状況が大きく異なる。また、万が一、人物や人に命中しても致命的ではなく、清掃などの弁償により解決できる。もちろん発射前に矢先の確認は十分に行う。	特定非営利活動法人ビックオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区	警察庁 環境省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関連府省庁
130210	有害鳥獣捕獲許可の迅速化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条	有害鳥獣捕獲目的で鳥獣の捕獲を行う場合は事前に許可が必要であるが、申請主体は、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者としている。	D-1		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可にあたり、同法第3条に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針においては、許可対象者を「原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者」としており、これらに該当する場合においては、貴団体の狩猟免許を有する職員(個人申請の場合)が、許可対象者となることは当指針においては制限していない。ただし、捕獲許可の要件は各許可権者が定めていることから、許可権限を有する都道府県知事と調整を図られたい。	被害等を受けた者から依頼された者に該当する場合、提案主体の要望する「提案主体が直接、許可権者(環境大臣もしくは(県知事)に申請できる」としてよい。			D-1		前回答のとおり、捕獲を行う者の許可の要件は、各許可権者において定められていることから、都道府県知事の権限に係る行為については、都道府県又は市町村と調整を図られたい。 なお、国の権限に係る行為については、申請者を市町村長に限定する規定はなく、個別に判断することとしている。	1101	1101030	迅速な有害捕獲申請と許可	特区内に限定して、クマの有害鳥獣捕獲の申請に限って、ビッキオが直接、許可権者(環境大臣もしくは(県知事)に申請できる体制を希望する。鳥獣法上は問題ないが、有害鳥獣捕獲の申請の場合、「申請者」が「責任者」となることから、市町村長が申請者となり、許可権者(県知事もしくは(環境大臣)に申請することが多い。	緊急時に申請内容の事項を変更、新規申請をする場合、ビッキオから直接、環境省へ申請書類を提出できること、迅速な許認可のもと、効果的な捕獲体制を引くことができる。	特定非営利活動法人ビッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区	環境省
130220	箱わな限定狩猟免許の創設	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第3項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第3項により、免許の種類は、「網・わな猟免許」、「第1種銃猟免許」、「第2種銃猟免許」の3区分と規定されている。	C		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第3項により免許の種類は3種類とし、同法施行規則第66条により狩猟者登録の区分毎に行うこととしているが、提案の趣旨を踏まえその可否について検討したい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	有害イノシシの捕獲従事者の確保は、本県において喫緊の課題であるが、現行の網・わな猟免許は、狩猟全般の知識を求められ、受験者の過度の負担となっている。このため、今回簡易な免許の創設を提案したものである。貴省の回答によれば、提案の趣旨を踏まえその可否について検討したいとあるが、その検討の方向性について、教示願いたい。		C	引き続き可能性について検討を行う。	1114	1114010	わなによるイノシシ対策狩猟免許の創設	イノシシによる生活環境や農作物への被害が社会問題化しており、一方で、わなの適切な使用が求められている。現行の「網わな免許」狩猟免許試験では、わなに限らず網も対象となっていることから、狩猟についての必要な「技能」「知識」に関し、狩猟全般に亘る鳥獣判別能力や様々な猟具の知識等が求められており、わなについての専門性を高める必要がある。このため、箱わなの捕獲によるイノシシ対策免許を創設し、わなに必要知識に限定した試験とし、専門性を高めると共に受験者の負担を軽減する。	箱わなの適切な使用を通じ、野生鳥獣の適正な生息数を管理し、生活環境、農林業又は生態系に係る被害を防止する。また、専門性を高めることにより、安全の確保にも配慮する。	長崎県	イノシシ対策狩猟免許特区	環境省	
130230	地方自治体による狩猟期間設定の可能化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第2項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第9条	法により狩猟期間は10月15日～翌年4月15日(北海道以外の場合)としているが、国により捕獲等をする期間を11月15日～翌年2月15日(北海道以外の場合)としている。	C		鳥獣の捕獲を無許可、無登録で行うことができることは、無秩序な捕獲行為により、地域住民等に対し人身事故の発生が懸念されること、特定の種を地域的に絶滅させる可能性があること、地域生態系に大きな影響を与えることなどから認められないが、市町村等が捕獲許可を受けた際、その捕獲に従事する者は個別に捕獲許可を受けることを要せず、この場合、捕獲の期間は都道府県の定める基準により必要な期間が認められる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、知事がイノシシについて特定鳥獣保護管理計画を策定した場合は、農作物被害が増加する時期に、狩猟期間にかかわらず許可を受けて捕獲できるとしてよい。	本提案は、有害獣による農作物被害への対応策、有害獣防除に要する行政経費の削減、狩猟免許者の高齢化に伴う有害駆除を担う人材の育成等の課題についての総合的な対応を検討したものであり、以下の理由から、現行の狩猟期間等では問題解決が不可能と考えているため、本提案の実現に向けて、再度ご検討願いたい。 狩猟免許者の高齢化が進む中、有害獣による農作物被害対策として、罠や檻等の狩猟技術を身につけようとする農業関係者が増えているが、実践のノウハウを身につけるには有害獣防除が必要となる期間(現行の狩猟期間以外)での狩猟経験が必要である。 現行の許可制は、行政が中心となって有害獣防除を行うスタイルであるため、行政経費がかさむうえ、地域住民の取組みを促すことにつながらず、市町村合併等により行政事務の効率化が必要時代に合わない。 本県においてはイノシシによる農作物被害はほぼ全県域(被害のあった市町村数はH7年度が11、H15年度が31)に拡大しており、許可による限定的な有害鳥獣対策では限界がある。 本県のような降雪地においては、法定の期間では実際に狩猟に従事できる回数が限定されている。		C D-1	狩猟期間を延長し、延長された狩猟期間内において狩猟者登録、捕獲許可なく鳥獣の捕獲を行うことができることは、前回答のとおり認められない。 捕獲許可は、許可権者が必要と認めれば狩猟期間にかかわらず捕獲を許可できることとなっている。また、国で定めた基本指針においては、提案者が指摘するような、捕獲は行政が中心となって行うよう定めた規定や、捕獲にあたり経費を必要とするような規定はない。 許可要件は各都道府県において柔軟に設定できることから、貴県が定める許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能であると考え。	1168	1168010	地方自治体による狩猟期間設定の可能化	イノシシによる農作物被害の著しく、地域において、法第2条第5項および第11条第2項の規定にかかわらず、地方自治体がイノシシの狩猟期間を設定することを可能にする。	イノシシによる農作物被害が増加する時期に、県が有害獣防除のための狩猟期間を設定し、有害獣防除の一言実施や農業関係者による狩猟実践技術の習得を促進する。なお、有害獣防除のための狩猟期間は狩猟鳥獣をイノシシのみに特定し、狩猟方法についても銃を使わないものに限定する。	福井県	福井県イノシシ防除推進特区	環境省	
130240	地方自治体で定める狩猟期間内における狩猟者登録、許可の不要化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第5条第1項及び第2項	鳥獣の捕獲に伴うわなの使用等は、人身事故の発生や他の鳥獣の錯誤捕獲などを発生させる危険があることから、一定の適正、知識、技術を有する者に対してのみ、特別に認められることとなっている。	C		鳥獣の捕獲を無許可、無登録で行うことができることは、無秩序な捕獲行為により、地域住民等に対し人身事故の発生が懸念されること、特定の種を地域的に絶滅させる可能性があること、地域生態系に大きな影響を与えることなどから認められないが、市町村等が捕獲許可を受けた際、その捕獲に従事する者は個別に捕獲許可を受けることを要せず、この場合、捕獲の期間は都道府県の定める基準により必要な期間が認められる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ご指摘のあった「人身事故の発生」、「特定種の地域的な絶滅」、「地域生態系への大きな影響」については、有害獣防除のための狩猟期間の設置に当たり、以下のように狩猟の方法や区域等を限定し、捕獲頭数が必要最低限に抑制することにより、回避することが可能と考える。 対象となる有害獣は、繁殖数が多く、出産数が多いなどの理由で生息数の把握が困難な動物に限定する。 狩猟方法は、檻又は罠による捕獲に限定し、捕獲した有害獣を殺す場合のみ銃使用を可能とする。 檻又は罠を設置する区域(狩猟区域)は、農作物被害の多い農村の周辺に限定し、山間部は対象としない。 有害獣の狩猟期間における狩猟者、捕獲ポイントについては市町村が名簿や地図を作成し、管理する。 また、ご指摘のあった「市町村等が捕獲許可を受ける」手続きについては、従事者に対しては従事者証の交付が必要となるうえ、本県のように当該許可にかかる事務を市町村に移譲しているケースでは、市町村長が市町村長に対して許可を行うなどの無駄な事務が生じるため、効率的でない。		C D-1	狩猟期間を延長し、延長された狩猟期間内において狩猟者登録、捕獲許可なく鳥獣の捕獲を行うことができることは、前回答のとおり認められない。 捕獲許可は、許可権者が必要と認めれば狩猟期間にかかわらず捕獲を許可できることとなっている。また、国で定めた基本指針においては、提案者が指摘するような、捕獲は行政が中心となって行うよう定めた規定や、捕獲にあたり経費を必要とするような規定はない。 許可要件は各都道府県において柔軟に設定できることから、貴県が定める許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能であると考え。	1168	1168020	地方自治体で定める狩猟期間内における狩猟者登録、許可の不要化	地方自治体が有害獣防除のための狩猟期間を設定した特別区域内において、農林業にかかる被害の防止を目的として行う有害獣の捕獲等については、狩猟者登録、捕獲等の許可を不要とする。	イノシシによる農作物被害が増加する時期に、県が有害獣防除のための狩猟期間を設定し、有害獣防除の一言実施や農業関係者による狩猟実践技術の習得を促進する。なお、有害獣防除のための狩猟期間は狩猟鳥獣をイノシシのみに特定し、狩猟方法についても銃を使わないものに限定する。	福井県	福井県イノシシ防除推進特区	環境省	